

# 静岡県トラック協会女性部会規約

(名 称)

第1条 本会は一般社団法人静岡県トラック協会女性部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、女性経営者及びこれに準ずる者・社員が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図るとともに各種活動に積極的に参加し、トラック運送事業者の社会的地位向上に期することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、静岡県トラック会館内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、講習会等の開催
- (2) 社会貢献活動への参加
- (3) 協調と連携を深める交流会の開催及び参加
- (4) 静岡県トラック協会（以下、協会という）の諸活動への協力
- (5) 各支部に女性部会の設立を促す。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、協会会員事業者の女性役員（経営者の夫人を含む）及びこれに準ずる者・社員をもって会員とする。

2 会員の入会及び退会は、届け出をもって生ずる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副部会長 2名以内
- (3) 役 員 若干名
- (4) 幹 事 2名以内

(役員の選任)

第7条 役員は、全体会議において会員の中より選出する。ただし、欠員補充、増員の必要が生じた場合は、役員会の協議により選任することができる。

- 2 前項の補充、増員役員数は既役員数の2分の1以下とする。また、補充、増員役員については、次の全体会議において報告し承認を得るものとする。
- 3 部会長、副部会長及び幹事については役員会の決議により役員の中から選定する。

(役員の任期)

第8条 役員・幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する全体会議の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充、増員役員の任期については、選任後の次改選期の全体会議の終結のときまでとする。

(役員の職務)

第9条 部会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 役員・幹事は、役員会を構成し会務を執行する。
- 4 幹事は、本会の事業を監査する。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て部会長が委嘱する。

(会議の種類)

第11条 会議は、全体会議及び役員会とする。

(全体会議の種別)

第12条 全体会議は、全体会議及び臨時全体会議とする。

2 全体会議は年1回開催するものとし、毎事業年度終了後3カ月以内に部会長が招集する。

3 臨時全体会議は、役員会が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上から文書をもって請求があったときに部会長が招集する。

(全体会議の議決事項)

第13条 全体会議は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の変更
- (5) その他重要事項

(全体会議の成立並びに議決方法)

第14条 全体会議は、会員の過半数（委任状を含む。）により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 全体会議の議長は、部会長がこれに当たる。

(役員会)

第15条 役員会は、部会長が必要と認めたとき又は役員の3分の1から請求があったときに部会長が招集する。

(役員会の運営及び議決事項)

第16条 役員会は会務の執行に当たるほか、次の事項を議決する。

- (1) 全体会議において委託された事項
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(役員会の定足数)

第17条 役員会の定足数は、過半数とする。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第19条 本会の経費は、一般社団法人静岡県トラック協会の予算をもって処理する。なお、予算を超過する経費支出は部会員が負担する。但し、本会の活動に特別の経費を必要とするときは費用負担を求めることができる。

(会計)

第20条 部会活動費については、3ヶ月毎に収支報告を作成し本部に送付する。なお、年度末における収支報告には1年間の合計収支報告も作成する。

附 則

1. 本規約は、平成25年5月28日から施行する。
2. 平成29年6月13日改正実施

改正点 第4条 事業の一部改正

第19条 経費の追加

第20条 会計の追加

3. 平成30年6月13日、次の条項を一部改正。

第1条、第7条、第8条、第13条